

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求める。

平成27年4月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮詢

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めるます。

平成27年4月17日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 謙人

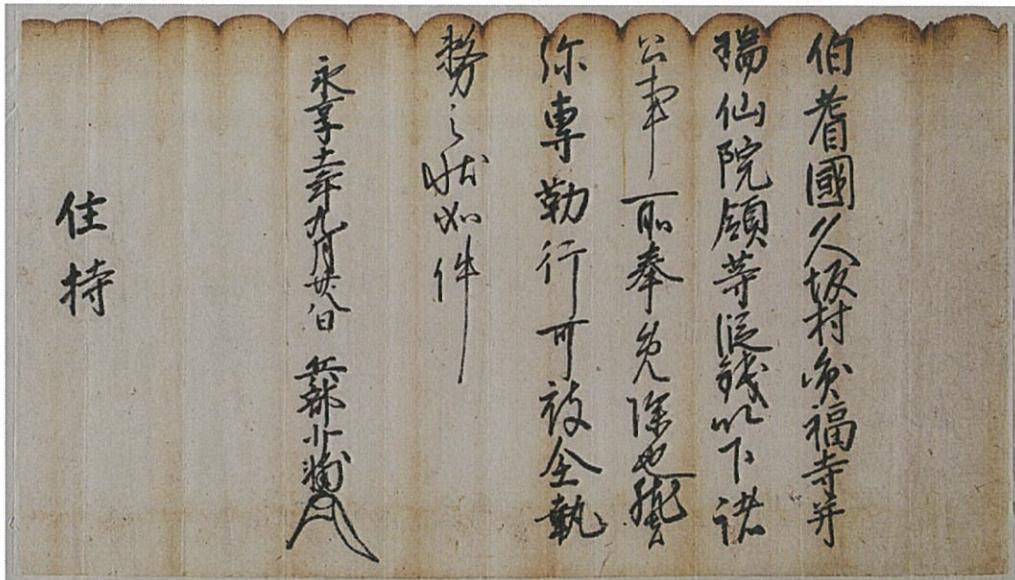
記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 「瑞仙寺文書」（米子市）

瑞仙寺文書は、久坂山瑞仙寺（米子市日下）の伝来文書である。瑞仙寺は、伯耆国会見郡久坂村に所在し、室町時代に竺翁仲仙を総持寺から招聘し、現在地に建立された曹洞宗寺院である。伯耆国守護家であった伯耆山名氏の崇敬が篤く、同氏歴代の安堵状・寄進状・禁制が数多く伝来している。

このたび保護文化財指定候補として諮問する古文書は、瑞仙寺伝来文書のうちの中世文書31点である。伯耆山名氏歴代・尼子晴久・尼子勝久・杉原盛重など伯耆国における領域支配を担った（あるいは担おうとした）人物からの安堵状・寄進状・禁制をはじめ、これらの文書群は中世伯耆国の歴史を知るための基本史料として古くから知られており、すでに米子市の有形文化財にも指定されている。まとまりをもって県内に伝來した鳥取県関係の中世文書としては最も点数が多く、貴重である。



山名教之書下

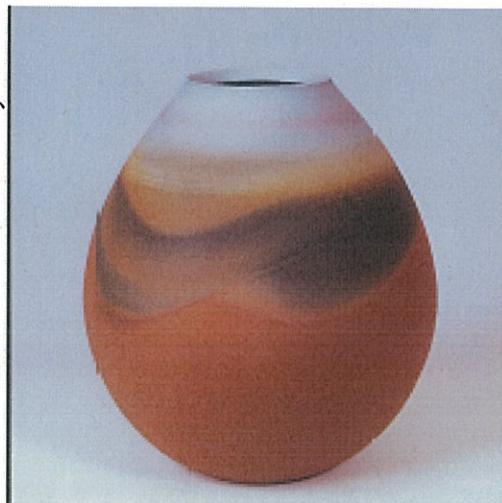
2 烏取県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づく下記の無形文化財の指定及び同条第2項の規定に基づく下記の無形文化財の保持者の認定について

無形文化財「陶芸」 保持者・山本浩彩（倉吉市）

陶芸とは、陶土あるいは磁土を主原料とし、窯で焼成して、いわゆる陶磁器を作る技術の総称である。主原料の配分、ロクロや手びねりなどの成形方法、焼成方法、釉薬や絵付などの加飾技法などにより、様々な種類の陶磁器が作られている。

保持者として、倉吉市の山本浩彩氏が挙げられる。山本氏は、国造焼窯の三代目であり、父から焼締の技術を受け継ぎ精度を上げた。たっぷりと張りのある胴をつくり出すロクロ成形の壺に、茜色をトーンに変えた模様「焼締窯変茜壺」が特徴である。

昭和59年第31回日本伝統工芸展に初入選以降23回の入選をはじめ、多くの受賞歴があり、鳥取県を代表する陶芸家である



鳥取県文化財保護条例（抜粋）

昭和 34 年 12 月 25 日

鳥取県条例第 50 号

第 2 章 県指定保護文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 3 章 県指定無形文化財

(指定)

第 19 条 教育委員会は、無形文化財（法第 71 条第 1 項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知してする。
- 4 教育委員会は、第 1 項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 5 前項の規定による追加認定には、第 3 項の規定を準用する。

第 8 章 雜則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）